

東日本大震災などに伴い 避難した方の情報提供をお願いします

総務省では、東日本大震災などに伴い避難生活をしている被災者の所在を把握し、見舞金の給付や仮設住宅の提供状況など、住所地の自治体からの情報を知らせるため、「全国避難者情報システム」の運用を開始しました。

これに伴い、市内に避難している方の情報提供をお願いします。なお、情報提供については任意となります。

詳しくは政策経営課へお問い合わせください。

☎ 同課 (☎ 235・4790)。

市政の現場から

3月11日に発生した東日本大震災から二カ月近くが経過しました。被災地では未だ行方不明者も多く、避難生活を送られている方も多数いらっしゃいます。一向に余震が収まらない中、市民の皆様も不安な日々をお過ごしかと思います。

一方、計画停電につきましては「原則実施しない」と発表されていますが、夏期における供給量不足が懸念されていることから、引き続き節電にご協力をお願いします。

市では、震災後からこれまで、駅滞留者対策、

海老名の元気をとどげよう

遺などに取り組んでおり、今後も迅速かつ適確な対応に努めてまいります。

さて先日、市長への手紙などで「今年一年、イベントや行事は中止していただき」との意見をいただきました。全国的には自粛ムードにありますが、復興のためには日

市長 内野 優

住宅用火災警報器 設置期限は5月31日(火)です



▼警報器取り付けの様子

消防法の改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器(以下「警報器」)を5月31日(火)までに設置することが義務付けられています。

警報器は、火災の早期発見に有効です。火災から大切な命を守るため、必ず期限内までに設置をお願いします。

また、消防本部では警報器の普及促進のため、『住宅用火災警報器の取り付けサポート』を実施中です。これは「取り付け方がわからない」「病気やケガなどで取り付けることができない」などで困りの家庭を対象に、消防職員が取り付けを行なうものです。

▼対象 市内の自宅に取り付けるために電池式の警報器を購入した方

▼費用 無料

▼実施期間 5月31日(火)まで。

☎ 住所・氏名・電話番号を直接または電話・

公共下水道事業受益者 分担金に関する条例を制定

市では、平成23年度から中河内・本郷字神崎地区(左図)の下水道整備を開始、平成25年度から順次使用を開始する予定です。

これに伴い、「海老名市公共下水道事業受益者分担金に関する条例」を制定、10月1日から施行します。

◆受益者分担金制度とは
下水道使用料とは別に、下水道が整備される市街化調整区域内の建物が建っている宅地の所有者に、下水道工事費の一部を負担していただきます。

◆受益者分担金額について
所有の宅地面積×800円(1平方メートル当たりの単位分担金額)です(上限24万円)。この金額を年4期ずつ、5年間で合計20期の分割で納付していただきます。

今後、地域の方のご理解を得ながら下水道の整備を進めていきますので、ご協力をお願いします。

☎ 下水道課 (☎ 235・9617)。



◆ 飼い主の方はマナーを守りましょう ◆

● 4・5・6月は狂犬病予防注射月間です
犬の飼い主は、飼い犬に毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

▼今年度の市実施の集合注射は終了しました。まだ注射を受けさせていない方は、動物病院で必ず接種させてください。接種後、病院で狂犬病予防注射済証の発行を受け、市役所環境政策課窓口で狂犬病予防注射済証の交付手続きをしてください。1頭ごとに550円の交付手数料がかかります。なお、この手続きを代行する動物病院もあります。

また、注射料金は病院ごとに異なりますので、詳しくは各病院にお問い合わせください。

▼注射を受けられない場合は猶予証明書の提出

犬が病気などで注射を受けられない場合は、必ず動物病院に相談の上、接種できない場合は猶予証明書を同課に提出してください。

▼届出が必要ですが、次回は届出が必要ですので、同課にお問い合わせください。

・登録済みの犬が死亡したとき
・飼い主や犬の所在地が変わったとき

☎ 同課 (☎ 235・4912)。

● 犬・猫を飼うときはマナーを守って

犬・猫に関する苦情やトラブルが増加しています。飼い主の皆さんは、飼育マナーの向上にご協力をお願いします。

▼ふんを放置しない
ふんの放置は、美観を損ねるだけでなく、ふんを介して犬から人に病気が感染したり、犬同士で感染症が流行する恐れがあります。ふんは、飼い主が必ず持ち帰ってください。

▼犬の引き綱(リード)はしっかりと付ける
引き綱を外すことは、かみつき事故などの原因となり、とても危険です。散歩時には必ず引き綱を付け、広場などでも外さないでください。

▼野良猫にむやみに餌を与えない
飼い主の分からない猫に餌を与えることは、近所に迷惑がかかるだけでなく、猫同士で伝染病が流行しやすくなります。

※不幸な犬・猫を増やさないため、不妊・去勢手術をお願いします。また、飼い方の相談などは、お問い合わせください。

☎ 厚木保健福祉事務所環境衛生課 (☎ 224・1111)。



便利です!「えびなメールサービス」
登録は psc2@etfp.jp まで空メールを送信。
詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ